

学校法人日本女子大学「求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針」

現在、面接、会社説明会、インターンシップ、OB・OG訪問、リクルーター面談等の場面において、立場の優位性を背景とした不適切な言動、いわゆる就職活動等におけるハラスメントが社会的な問題となっています。

これを踏まえ、学校法人日本女子大学は、就職活動等に関わるすべての場において、ハラスメントのない健全な関係を確保するため、「求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針」を定めました。求職者等が本学教職員からハラスメントを受けたと感じた場合は、本方針に基づいて適切に対応します。

1. 求職者等に対するハラスメントの定義

求職者等に対するハラスメントとは、本学園の求人に応募する者及び本学園が実施する労働者の採用に資する活動や実習に参加する者に対するセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント行為のことをいいます。

2. 対象となる行為の例

具体的には、以下のような行為を指します。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・性的な冗談やからかい
- ・食事やデートへの誘い
- ・不必要な身体への接触
- ・性的な事実関係に関する質問
- ・性的な内容の情報の流布
- ・性的な言動に対して拒否・抵抗したことによる不利益な取り扱い
- ・他大学や企業等の選考・内定辞退の強要
- ・求職者に対する適正な範囲を超えた身体的・精神的苦痛を与える言動

3. 本学の対応方針

万が一、求職者等が本学との就職活動等において、求職者等に対するハラスメントに該当するような行為を受けた場合には、以下の対応窓口にご連絡ください。ハラスメント相談員をご紹介します。

学校法人日本女子大学ハラスメント防止対策委員会

連絡先：hpmc-jimu@atlas.jwu.ac.jp

ご相談いただいた内容については慎重に対応し、特に悪質と判断した場合には厳正に対処します。